



三福一時避難所

12月定例会のあらまし

12月定例会は、3日に招集され、18日までの16日間の会期で開かれました。

条例改正9件、補正予算5件、締結事項中変更、字の区域の設定及び変更の16議案が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。また最終的には、補正予算1件、意見書2件が追加提出され、いずれも原案のとおり可決・採択しました。

一般質問は、会期14日目（12月16日）に7人が当面する村政の問題をただしました。

条例改正

期末手当が0・15月分増額に

職員の勤勉手当 0・15月分増額

人事院勧告に伴い、議員・村長・副村長・教育長の期末手当が年率0・15月分15月分増額になりました。また、平成26年12月1日から施行

（全員賛成で可決）

人事院勧告による法律の改正に伴い、職員の勤務手当が年率0・15月分15月分増額になりました。また、地域手当（0%から3%）、管理職の特別勤務手当を引き上げました。

ただし、4月から給料表の水準は引き下げられます。

（全員賛成で可決）

年間の期末・勤勉手当

	期末手当	勤勉手当	役職加算
議 員	3.1月分	—	20%
村 長			
副村長	3.1月分	—	45%
教 育 長			
職 員	2.6月分	1.5月分	役職により 5~20%

就学指導委員会委員の 名称を変更

早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会委員」とすることが適当とされたため、変更しました。

平成27年1月1日から施行

（全員賛成で可決）

非常配備手当を 時間外勤務手当で対応

愛知県・海部地域の支給状況と均衡を図るため、非常配備手当を廃止し、時間外勤務手当で対応することになります。

平成27年4月1日から施行

（全員賛成で可決）

